

地域医療支援病院の管理者が行わなければならない事項を追加するプロセス(案)

1. 法令改正（令和3年4月1日施行）

- 地域医療支援病院の管理者が行わなければならない事項として「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が追加された。
- ※ 上記については、様々な医療の中で、地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものについて、都道府県知事が地域の実情に応じて、適切に定めるべきものであること。

2. 各構想区域地域医療構想調整会議での協議（7月～10月）

- 議題1 かかりつけ医を支援する機能として、地域で不足している医療や必要となる医療について協議
- 議題2 地域における医療の確保を図るために地域医療支援病院の管理者が行うべき事項として追加する責務について協議
- ※ 対面会議3区域、書面会議10区域

3. 県地域医療構想調整会議での協議（10月26日）

- 各区域の調整会議での意見を踏まえ、追加する責務とできる事項を確認し、再度各区域で協議する協議案を検討
- 各区域で大きく差が生じないよう、調整案を検討

4. 各構想区域地域医療構想調整会議での協議（11月～12月）

- 県調整会議での協議案を基に、各区域で追加する責務を決定
- 追加する責務については、具体的な事項を協議する。

5. 県地域医療構想調整会議での協議（令和4年1月～2月）

- 各区域において追加することとされた責務及び具体的な事項について、評価可能であるか確認
- 追加する責務が、地域によって大きく差が生じていないか確認

6. 医療計画部会の意見を聴く（令和4年1月～2月）

- 各区域において追加することとされた責務及び具体的な事項について、医療計画部会に諮る。

7. 県医療審議会の意見を聴く（令和4年2月～3月）

- 各区域において追加することとされた責務及び具体的な事項について、県医療審議会に諮る。

8. 追加する責務を決定（令和4年3月、4月1日適用）

- 各地域医療支援病院の管理者が行うべき事項として追加する責務を決定し、各地域医療支援病院へ通知